「生駒少年ラグビークラブ」 会則

第1章 総則

第1条(名 称) このクラブは生駒少年ラグビークラブ(以下本クラブとする)と称し、本部を会長宅に置く。

第2条(連絡先) 本クラブの連絡先は、副会長(事務担当)宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条(目的) ラグビーを通して、自然や社会と共に生き、お互いに理解しあえるという「ふれあい」の精神を育み、一人の独立した人間として社会に貢献していけるように育成していくことを目的とする。

第4条(事業) 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① ラグビーの練習や試合、及び試合見学。
- ② 夏季合宿練習や生駒登山、その他目的の達成に必要な事業
- 第5条(総会) 本クラブの総会は、年度始めに実施する。 運営委員会の要請により、臨時総会を開催することができる。

第3章 会員及び会費

第6条(会員) 本クラブは、次の者を会員とする。

- ① 生駒市及び近隣地区在住の幼児、小学生、中学生(男女を問わない)。
- ② 所定の入会手続きを経て、会長が承認した生徒。
- 第7条(会計) 本クラブの会計は、次のように定める。
 - ① 経費は、会費、対外交流費、試合参加費、寄付金、その他をもって充当する。
 - ② 会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとし、総会時に会計報告を行う。
- 第8条(会費) 本クラブの会員は、会費、及び対外交流費を納入しなければならない。
 - ① 会費は1人年額6,000円とし、クラブの運営に充てる。
 - ② 対外交流費は1家庭4,000円とし、対外交流及び、記念事業等に充てる。
 - ③ 納入は年度更新時、及び新入会時とする。
 - ④ 年度途中の退会による既納会費、入会金は返還しない。
 - ⑤ 年度途中の入会による会費および対外交流費は別表1のとおりとする。
- 第9条(負担) 次の経費は、会員の負担とする。
 - ① 交通費(大会・見学・クラブ行事等)、夏季合宿の費用、ユニフォームや靴などの服装に関する費用。 その他個人的な費用。
 - ③ 練習やゲーム中に傷害を被った場合の医療費。
- 第10条(資格喪失) 本クラブの会員は、本クラブの会員としてふさわしくない行為を行った場合は、運営委員会の決議を 経てその身分を取り消されることがある。

第4章 指導員規約

- 第11条(指導員資格) 本クラブの指導員は、会長の委託を受けた者とする。会長は、次の事項を考慮する。
 - (1) ボランティア活動を志す者。(奉仕的精神を有する者)
 - ② ラグビーの指導員として、ふさわしい者。
 - 18歳以上の者(クラブOB・OGはその限りにあらず)。
- 第12条(指導員費) 本クラブの指導員は、原則、(公財)日本ラグビーフットボール協会へ登録することとし、 スポーツ安全保険、協会登録費に充当する指導員費を年度更新時に納入する。 (別表2参照)
- 第13条(指導員会) 指導員会は、副会長(事務担当)が主宰し、主担当及び副担当指導員の構成により例会を開き、 クラブの指導に関する計画と推進をする。
- 第14条(指導員資格の取り消し) 本クラブの指導員は次の事項により、運営委員会の決議を経て、資格を取り消される ことがある。
 - ① 本クラブの指導員として、ふさわしくない行為をしたとき。
 - ② 行事日数の四分の一以上参加しなかった場合。

第5章 役員及び顧問

- 第15条(役員) 本クラブは、次の役員を置く。
 - ① 会長1名(前会長が推挙する)
 - ② 副会長若干名 (運営委員会の総意で推挙する、担当役割を持つ)
 - ③ 運営委員若干名 (運営委員会の総意で推挙する、担当役割を持つ)
- 第16条(任務・任期) 本クラブ役員の任務は下記の通りとする。任期は2年とし留任は妨げない。
 - (1) 会長は、本クラブを代表し、統括する。また、運営委員会を主宰する。
 - ② 副会長は会長を補佐し、会長に支障ある場合その職務を代行する。
 - ③ 副会長(事務担当)は、本クラブの運営実務を統括し指導員会及び各種委員会を主宰する。
 - ④ 運営委員は指導委員会及び各種委員会を主査実行する。
- 第17条(運営委員会) 運営委員会は、会長、副会長、運営委員で構成し、例会を開きクラブの運営に関する業務の 企画立案をする。

顧問は、運営委員会の要請に応じて参加することができる。

第18条(顧問) 顧問は、若干名とし運営委員会が推挙する。会長の諮問に応じる。

第6章 補則

- 第19条(名種委員会) 本クラブは下記の通り、各種委員会を置き、クラブ運営のための役割分担をする。 広報委員会、その他必要のある委員会。
- 第20条(会則改定) この会則の改訂は、運営委員会によって立案し、総会にて承認を得る。

第7章 附則

2010年(平成22年)4月1日より施行する。

2015年(平成27年)4月12日改訂 ·第15条② 2~3名 ⇒ 若干名

2016年(平成28年)4月10日改訂 ·第2条、第13条、第16条③ 事務局長 ⇒ 副会長(事務担当)

·第8条⑤ 追記及び別表作成 ·第15条③ 追記

·第16条④ 追記 ·第17条 「運営委員」追記

·第20条 改定 ⇒ 改訂

2017年(平成29年)4月9日改訂・第8条⑤ 会費および対外交流費の改訂

・第12条 指導員の協会登録義務化と指導員費の明確化(別表2新設)

別表1 (年会費月割り及び対外交流費四半期割り表)

| 入会月 | 年会費 | 対外交流費 |
|-----|---------|---------|
| 4月 | 6, 000円 | 4, 000円 |
| 5月 | 5, 500円 | 4, 000円 |
| 6月 | 5, 000円 | 4, 000円 |
| 7月 | 4, 500円 | 3, 000円 |
| 8月 | 4, 000円 | 3, 000円 |
| 9月 | 3, 500円 | 3, 000円 |
| 10月 | 3, 000円 | 2, 000円 |
| 11月 | 2, 500円 | 2, 000円 |
| 12月 | 2, 500円 | 1, 500円 |
| 1月 | 2, 500円 | 1, 000円 |
| 2月 | 2, 500円 | 500円 |
| 3月 | 2, 500円 | 0円 |

(対外交流費は、1家庭あたり)

別表2(指導員費表)

| 区分け | 指導員費 | 備考 |
|----------------|---------|---|
| 生駒クラブにも所属する指導員 | 5, 000円 | |
| 協会登録指導員 | 4, 000円 | 指導員は原則この立場になります |
| 既に協会登録済指導員 | 2, 000円 | 他の組織で既に協会登録済の指導員 ((公財)スポーツ安全協会保険加入のみ |